

特定生産緑地（あきる野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、次のように特定生産緑地の指定を解除する。

番 号	位 置	特定生産緑地の 解除面積	図面 番号
142-1	あきる野市雨間字南郷地内	約 390 m ²	1 / 2
211-1	あきる野市瀬戸岡字神明森、字上賀多地内	約 1,510 m ²	2 / 2

「区域は解除図表示のとおり」